

家畜衛生だより 令和5年4月号

紀北家畜保健衛生所	電話	073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	電話	0739-47-0974
紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所	電話	0735-58-1481

家畜伝染病予防法施行規則 改正のポイント (令和4年10月施行)

家畜伝染病予防法施行規則が令和3年10月に改正され、以降段階的に施行されています。「家畜衛生だより令和4年6月号」参照

この内、令和4年10月には、同規則第21条飼養衛生管理基準に関する重要な項目が施行されました。

飼養衛生管理者におかれましては、十分ご理解の上、遺漏なきようご注意ください。

○ 家畜伝染病発生時に備え、埋却地等を確保すること(家きん)

埋却地等は原則、家きんの所有者が確保すべきものです。
困難な場合、代替措置として県が求める取組を実施しなければなりません。
なお、埋却地を確保するために農地を用いることは可能です。(別紙)

○ 大規模農場においては、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置すること(牛、豚、家きん共通)

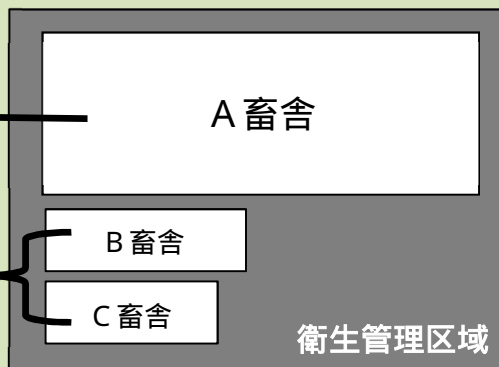
飼養衛生管理者1人あたりの担当できる飼養頭羽数に上限を設定。

上限となる頭羽数
牛(24月齢以上)
: 200頭まで
豚: 3,000頭まで
鶏: 10万羽まで

飼養衛生管理者



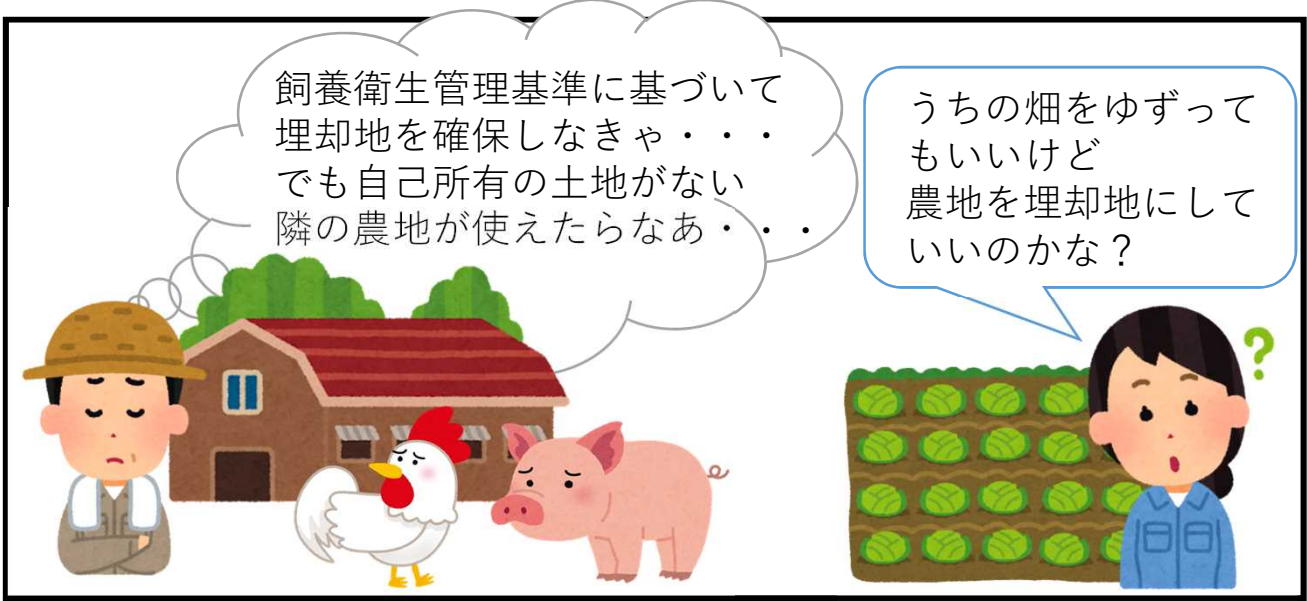
飼養衛生管理者



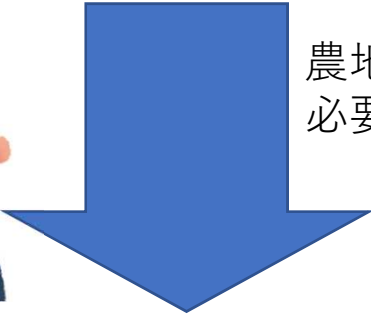
これを上回る場合は、図のように頭羽数に適した人数の飼養衛生管理者を選任しなければなりません。

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。

埋却地を確保するために農地を用いることは可能です



埋却予定地は「農業用施設」にあたるので、必要な手続きを実施した上で農地を埋却予定地として取得できます

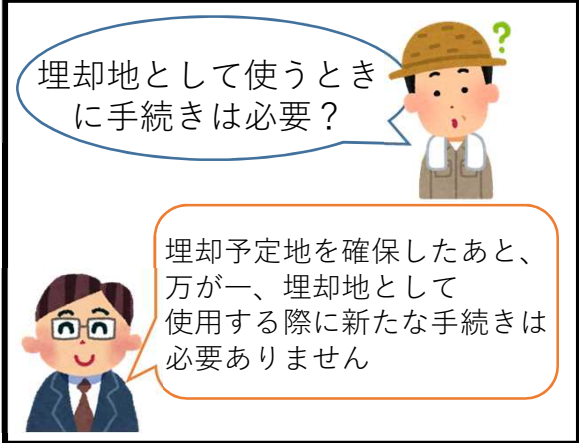
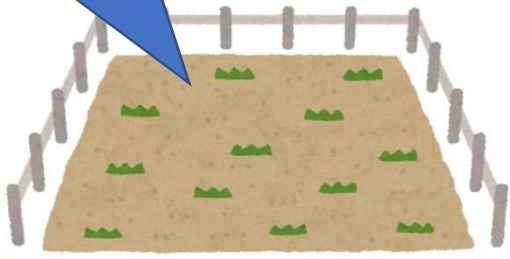


農地転用等必要な手続き

農地転用の許可がされて埋却地を確保できた！



埋却予定地



<問い合わせ>
埋却地の確保（飼養衛生管理基準）に関すること
管轄の家畜保健衛生所へご連絡下さい。
農地の手続きに関すること
管轄の振興局へご連絡下さい